

四日市市告示第122号

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第223号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(危機管理統括部危機管理課)